国会事項

衆議院

質問書提出

五月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

関西電力管内の電力需給に関する再質問主意書（河野太郎提出）

羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に関する質問主意書（浅野貴博提出）

検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

質問主意書提出

五月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

日本政府の南スーダン調査団に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第一一五号）

人事異動

財務省

（国際局次長）財務事務官　山崎達雄

国際局長事務代理を免ずる

（関東財務局東京財務事務所次長）同　齋藤進

（近畿財務局総務部次長）同　新宮増弥

願により本官を免ずる（各通）（以上五月十五日）

官庁報告

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年５月21日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年５月 21 日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

１．制定された日本工業規格

産業オートメーションシステム及びその統合―製造用ソフトウェア相互運用のためのケイパビリティプロファイリング―第４部：適合性試験の方法，規範及び報告	B3900―４
工作機械―プラノミラーの検査条件―精度検査―第２部：ブリッジ移動形（ガントリ形）	B6228―２
機械類の安全性―機械の電気装置―第33部：半導体製造装置に対する要求事項	B9960―33
光ファイバコネクタかん合標準―第５部：ＭＴコネクタ類（Ｆ12形）	C5964―５
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第２―15部：結合部ねじり試験	C61300―２―15
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第３―15部：球面研磨光ファイバコネクタのフェルール端面の頂点偏心量測定	C61300―３―15
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第３―16部：球面研磨光ファイバコネクタのフェルール端面の曲率半径測定	C61300―３―16
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第３―27部：多心光ファイバコネクタプラグの穴位置測定	C61300―３―27
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第３―36部：光ファイバコネクタフェルールの内径及び外径の測定	C61300―３―36
光ファイバ偏波モード分散試験方法	C6842

２．改正された日本工業規格

ばね用語	B0103
工作機械―名称に関する用語	B0105
火力発電用語―蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備	B0127
転がり軸受―深溝玉軸受	B1521
転がり軸受―アンギュラ玉軸受	B1522
転がり軸受―自動調心玉軸受	B1523
転がり軸受―平面座スラスト玉軸受	B1532
蒸気タービンの一般仕様	B8101
蒸気タービン―受渡試験方法	B8102
光伝送用分散補償器通則	C5916
光アイソレータ通則	C5932
Ｆ12形多心光ファイバコネクタ（ＭＴコネクタ）	C5981
ファインセラミックス―光触媒抗菌加工製品の抗菌性試験方法・抗菌効果	R1702
ガラス糸	R3413
ガラスクロス	R3414
抗菌加工製品―抗菌性試験方法・抗菌効果	Z2801
液体の密度及び比重の測定方法	Z8804
固体の密度及び比重の測定方法	Z8807

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年５月21日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年５月 21 日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

廃止された日本工業規格

ガントリ形プラノミラー―精度検査	B6230
工業用ミシンの騒音レベル測定方法	B9064
工業用ミシンの振動測定方法	B9065
工業用ミシンの分類に対する用語と表示記号	B9070
工業用ミシンの垂直全回転かま	B9072
工業用ミシンのボビン	B9073
工業用ミシンのボビンケース	B9074
工業用ミシン針	B9076

訃報

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成22年７月１日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各２人）については本年６月30日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年５月 21 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成24年５月30日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011 東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。